

大分県報

平成二十八年
号外（一〇四）
七月二十日

（水曜日）

目次

監査公表

監査委員の公表……………

○監査公表

監査委員公表第596号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定により、大分市中島西2丁目6番10号特定非営利活動法人おおいた市民オンズメンバー理事長瀬戸久夫及び永井敬三から請求のあった住民監査請求について監査した結果を同条第4項の規定により、平成28年7月19日付けで請求人に通知したので、次のとおり公表する。

平成28年7月20日

大分県監査委員 首 藤 博 文
大分県監査委員 柳 井 貞 美

第1 監査の請求

1 請求の受理

本件住民監査請求（以下「本件請求」という。）については、請求に係る事実の一部について法第242条第1項に規定する事実を証する書面が添えられておらず、法第242条所定の要件を具備していない点が認められたので、平成28年6月3日付けで請求人に対し補正を求めたところ、同月10日に請求人から追加の書面が提出された。しかし、当該書面によっても、当該事実が証明されているとは認められず、法第242条所定の要件を具備していない点が補正されたとは認められなかったため、第3の2の(1)のとおり本件請求に係る事項の一部を監査の対象から除外することとした上で、その余の事項については、法第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成28年5月20日付けでこれを受理した。

2 請求人

大分市中島西2丁目6番10号 特定非営利活動法人おおいた市民オンズメンバー
理事長 瀬戸 久夫
理事長 永井 敬三

3 請求の要旨

住民監査請求書の記載、平成28年6月10日付け補正書の内容並びに陳述における訂正及び補足説明によれば、本件請求に係る請求人の主張事実及び請求人が求める措置の要旨並びに請求書に添えられた事実証明書は、次のとおりである（請求の趣旨を損ねない程度に用字用語を修正してある。）。

(1) 請求の趣旨

大分県政務活動費の交付に関する条例（平成13年大分県条例第24号。以下「交付条例」という。）の規定により、大分県知事広瀬勝貞は、平成26年度の政務活動費として、大分県議会各会派に対し、一月につき30万円に当該各会派の所属議員の数を乗じて得た額を交付した。

各会派代表者は、平成27年4月30日までに政務活動費に係る収支報告書を大分県議会議長（以下「議長」という。）に提出した。

政務活動費に残余がある場合は、各会派は当該残余の額の政務活動費を知事に返還することとされており、平成26年度分に係る政務活動費交付金の額は、平成27年5月29日付けで支出負担行為決議書（変更）をもって確定した（資料1）。

ア 議員の自家用車使用に係る燃料料代

政務活動に係る議員の自家用車使用に係る燃料料代は1キロメートル当たり37円と規定され、平成26年度については、当該燃料料代支出は資料2のとおりであった。

しかし、他の全ての支出に係る領収書は議長への提出が義務付けられているにもかかわらず、ガソリンを購入した際の領収書についてのみ議長への提出が義務付けられていない。

政務活動費は、その原資は県民の税金である。このような公金を支出する場合は、葬儀香典等のように通常領収書を徴求することができない場合を除いて必ず支出証書類として領収書を求め、保存し、提出の用に供するべきことは、一般に常識の範ちゅうである。平成17年度の政務調査費については、領収書の提出義務がなく、当市民オンズメンバーが提起した住民訴訟の結果、3千数百万円の返還命令が下された。その反省から、全ての同支出に係る領収書の提出が義務付けられたはずであった。

ところが、自家用車利用に係る燃料代についてのみ領収書の提出を義務付けていなかった。過去の事例に鑑みるまでもなく、県民は誰も県議会議員の全てが聖人君子などとは思っていない。もちろん、優秀で真面目な議員がいることは認めなければならないが、ガソリンを購入していなくても車代として1キロメートル当たり37円も請求でき、しかも領収書も不要であるなど、一般社会では認められるはずがないのである。

したがって、これらの支出については、政務調査目的で正当に支出されたものと認めることはできない。

すなわち、領収書の不提出は公序良俗に反し、かつ社会通念上認めることはできないのであって、違法かつ不当な支出であると言わざるを得ない。

イ 毛利正徳議員の自主返納に係る利息

毛利正徳議員は、平成28年4月20日までに平成26年度政務活動費のうち燃料代に係る支出金合計2,456,837円を所属会派である自由民主党を通じて知事に返納した（資料3）。

これは、年間地球1周半以上を走行する極めて異常な自家用車の使用であり、到底認めることはできないところ、報道機関の調査により明らかに不正な距離を申告していたことが判明し、同議員が自主返納したものである。

このような違法かつ著しく不当な燃料代支出に係る政務活動費を返納したのであるが、これに伴う利息は返納されていない。

ウ 請求する措置

以上の理由により、平成26年度に交付された政務活動費について、貴職におかれ、以下の勧告をなすよう求める。

(ア) 大分県知事広瀬勝貞は、平成26年度分として交付した政務活動費について、県議会各会派に対して資料2に示した各議員の支出合計額13,533,521円及びこれに対する民法所定の5%の利息の合計額に相当する損害賠償請求権及び不当利得返還請求権の行使を怠る事実が存在するので、当該怠る事実の是正と再発防止のための措置を講ずること。

(イ) 大分県知事広瀬勝貞は、自由民主党代表阿部英仁が本年4月20日に納入した平成26年度政務活動費のうち毛利正徳議員の燃料代支出金に係る返納金2,456,837円に係る民法所定の5%相当の利息につき損害賠償請求権及び不当利得返還請求権の行使を怠る事実が存在するので、当該怠る事実の是正の措置を講ずること。

(2) 事実証明書

以下の事実証明書のうち、資料1から資料3までは平成28年5月20日に提出されたものであり、資料4から資料7-10までは平成28年6月10日に提出されたものである。

資料1 支出負担行為決議書（変更）

資料2 阿部英仁以下38議員に係る平成26年度政務活動費自家用車走行距離等県議会に情報公開請求して得た公文書をもとに、請求人が各議員ごとに整理まとめた一覧表（ただし、毛利議員及び当該支出がなかった議員らを除く。）

資料3 起案書

資料4 毛利議員の返納に係る会計文書

資料5 大分合同新聞記事（2015年10月30日）

資料6 毎日新聞記事（2016年5月21日）

資料7 資料6-1～同6-7 政務活動費支払証明書（旅費用） 証明者名 阿部英仁
ほか

資料7-1～同7-10 平成26年6月行事予定表 大分土木事務所 ほか

第2 監査委員の除斥

本件請求は平成26年度に大分県議会各会派に対して交付された政務活動費に関するものであり、濱田洋監査委員及び尾島保彦監査委員においては法第199条の2に規定する「自己の従事する業務に直接の利害関係のある事件」に該当するため、両監査委員は、本件を監査していない。

第3 監査の実施

1 監査対象機関

監査対象部局を議会事務局とし、監査対象箇所を議会事務局総務課とした。

2 監査対象事項

(1) 監査対象から除外する事項

住民監査請求をするに当たっては、請求の要旨を裏付けられるものと客観的に認められる事実証明書を添付することが必要であるところ、本件請求においては、請求の要旨中の「年間地球1周半以上を走行する極めて異常な自家用車の使用であり、到底認められないところ、報道機関の調査により明らかに不正な距離を申告していたことが判明し（第1の3の(イ)）」たとする事実を裏付けられるものと客観的に認められる事実証明書が添付されていなかった。

そこで、平成28年6月3日付けで、代表監査委員から請求人に対して、住民監査請

請求書に上記事実証明書を添付して同月10日までに再提出するよう指導した。
請求人は、平成28年6月10日付けで、上記事実証明書として資料4及び資料5を提出したが、これらの書面によっても、「明らかに不正な距離を申告していた」事実が客観的に証明されているとは認められなかった。

このため、本件請求に係る事項のうち、「自由民主党代表阿部英仁が本年4月20日に納入した平成26年度政務活動費のうち毛利正徳議員の燃料代支出金に係る返納金2,456,887円に係る民法所定の5%相当の利息につき損害賠償請求権及び不当利得返還請求権の行使を怠る事実」を監査対象から除外することとした。

(2) 監査対象事項

平成26年度分として県議会各会派に対して交付された政務活動費のうち議員の自家用車使用に係る燃料代に相当する計13,533,521円及びこれに対する民法所定の5%の利息の合計額に相当する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権の行使を怠る事実を監査対象事項とし、請求人の主張する事実の有無、県の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権の存否、県の職員がこれらの債権の行使を怠る事実の有無等について監査した。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、平成28年6月23日に、追加資料（資料8から資料11まで及び陳述の要旨）を提出するとともに、おおむね次のような内容の陳述をした。ただし、下記(2)の陳述内容は、本件請求に係る事項のうち法第242条所定の要件を具備していないため監査の対象から除外することとした部分についてのものであり、採用できないものである。

なお、請求人の陳述時に、同条第7項の規定により、監査対象機関の職員の立会いを認めた。

(1) 請求書中の誤記等を訂正し、及び、請求書に記載した「領収書の不提出は公序良俗に反し、かつ社会通念上認められない」という主張を補足する。

(2) 監査の対象から除外することとした部分（第1の1及び第3の2の(1)のとおり）について、資料8から資料11までにより不正は明白であるから、改めて監査の対象とすることを検討し、十分な監査を行うことを要望する。

(3) 監査請求書の趣旨には記載していなかったが、阿部英仁議員の平成26年6月30日及び同年7月4日の政務活動（各土木事務所における平成26年度発注事業等）についての調査及び意見交換）には、大分県測量設計コンサルタント協会の役員の挨拶回りに同伴するというもう一つの目的があるから、そのサンリソ代が公費から請求できるのは

2分の1であり、残りの2分の1は返還しなければならないと考える。このことも含めて、十分な監査を行うことを要望する。

4 監査対象機関の陳述

監査対象機関は、平成28年6月23日に、第4の2 監査対象機関の説明と同趣旨の内容及び更なる政務活動費の透明性の確保に向け平成28年4月22日に政務活動費検討協議会を設置して今後の政務活動費の在り方について検討を行っていることについて陳述を行った。

なお、監査対象機関の陳述時に、法第242条第7項の規定により、請求人の立会いを認めた。

5 監査の実施

監査対象機関に対し、平成28年6月30日に監査を実施した。

6 関係人調査

平成28年6月27日付けで、法第199条第8項の規定に基づき、議長宛てに文書照会並びに書類の閲覧及び複写の依頼を行い、同月30日に職員による書類の閲覧及び複写並びに議長の補助機関である議会事務局政策調査課職員の聞き取りをし、また、同年7月4日付けで照会事項に対する回答を得た。

第4 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

「本件請求は、理由がないものとして棄却する。」

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

監査対象機関に対する監査及び関係人調査の結果、次の事項を確認した。

(1) 債権の管理に関する事務の処理体制等について

法第231条及び第240条、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第171条から第171条の7まで並びに大分県債権管理規則（昭和40年大分県規則第60号。以下「規則」という。）の規定によれば、大分県知事及び規則第2条第4号に規定する部長は、大分県が有する債権についておおむね次のような事務処理をすることが求められる。

ア 部長は、その所管に属すべき債権が発生し、又は県に帰属したときは、遅滞なく債権管理簿に記載しなければならない（規則第6条本文）。

イ 債権が県の歳入に係るものである場合、知事は、これを測定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない（法第231条）。

<p>ウ 知事は、債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない（法第240条第2項、令第171条）。</p> <p>(2) 請求人主張の債権に係る事務処理の状況について 監査対象機関は、請求人が主張する「平成26年度分として県議会各会派に対して交付された政務活動費のうち議員の自家用車使用に係る燃料代に相当する計13,533,521円及びこれに対する民法所定の5%の利息の合計額に相当する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権」は存在していないとしており、当該債権の管理に関する事務を行っている。</p> <p>(3) 政務活動費制度の概要について 地方分権が推進される中で、地方公共団体の自主性や自立性を高め、住民自治及び団体自治の原則に基づく真の地方自治を構築するためには、議会の果たすべき役割と責務は増々大きくなってきている。地方議会の審議能力や政策立案能力の向上が求められており、議会を構成する各会派・各議員の常態的な調査研究活動その他の活動の充実・強化を図るため、平成12年に法が改正され、条例を定めることにより議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として政務調査費を交付することとなった。更に、平成25年には広聴広報活動等に用途を拡大する法の改正が行われ、政務活動費に名称変更された。</p> <p>現在の政務活動費は、法第100条第14項から第16項までの規定及び交付条例の規定に基づき、大分県議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、大分県議会における会派に対し交付するものである。</p> <p>政務活動費を充てることができる経費の範囲は、会派が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加など県政の課題や県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費として、個別具体的かつ広範に交付条例に規定されている。</p> <p>(4) 交付条例及び交付規程の関係規定について ア 交付条例第9条第2項の規定は、次のとおりである。 2 前項の収支報告書には、当該報告書に記載された政務活動費に係る支出について、その内容を証すべき会計帳簿、調査研究報告書及び領収書（以下「会計帳簿等」という。）の写しを添付するものとする。ただし、領収書を徴することが困難と認められる場合には、議長が別に定める書類をもって代えることができる。</p> <p>イ 大分県政務活動費の交付に関する規程（平成13年大分県議会規則第2号。以下</p>	<p>「交付規程」という。）第4条第2項の規定は、次のとおりである。</p> <p>2 条例第9条第2項ただし書の議長が別に定める書類は、以下のとおりとする。</p> <p>一 口座振込依頼書又は納入通知書の写し 二 支払証明書 別記様式第8号又は第9号によるものとする。</p> <p>(5) 自家用車使用に係る燃料代の政務活動費への充当方法については、「政務活動費に自家用車使用に係る燃料代の政務活動費への充当方法については、「政務活動費について（平成25年3月1日大分県議会）」（以下「使途基準マニュアル」という。）の7項目別指針（1）調査研究費 ①交通費・宿泊費（ウ）自家用車使用の場合の燃料代の項において、「実測により距離を確定し、1km37円で算定し、支払証明書（規程・別記様式第9号）に記載して充当します。その場合、領収書の写しの添付は必要ありません。」とされている。（注）文中の「規程」は交付規程のことである。</p> <p>なお、平成28年3月に議会事務局が行った調査によれば、同月現在、政務活動に議員の自家用車を使用する場合に、当該政務活動に係る走行距離に走行距離1キロメートル当たりの単価を乗じて算定した額を交通費、ガソリン代等として政務活動費に充当する方法が、47都道府県中37府県において採用されている。</p> <p>(6) 交付条例第9条第2項ただし書の「議長が別に定める書類」として「政務活動費支払証明書（旅費用）」を定めた理由について 議員が自家用車を使用する場合、政務活動とその他の用務が日々混在するため、政務活動費に係る分の自家用車燃料代の領収書を徴することが困難である。そこで、自家用車の走行距離中の政務活動費に係る分を明確にするため、政務活動に係る分のみの走行距離を具体的な目的、目的地、帰着地とともに記載できる様式として、交付規程別記様式第9号政務活動費支払証明書（旅費用）（以下「政務活動費支払証明書（旅費用）」という。）を定めた。</p> <p>また、バスや鉄道等の公共交通機関を使用する場合も、運賃は公表されていることから、利用区間に応じた運賃の把握、確認を政務活動費支払証明書（旅費用）により行っている。</p> <p>(7) 政務活動費支払証明書（旅費用）のチェック体制及びチェック方法について 各会派から議長に提出された政務活動費支払証明書（旅費用）は、4月30日から5月中旬までにかけて議長の補助職員である議会事務局政策調査課の職員が、次の項目について複数人でチェックを行っている。</p> <p>ア 活動目的が使途基準マニュアル1ページ～3ページに記載している政務活動に当</p>
---	--

たっているか

イ 出発地、目的地、帰着地、走行距離、運賃・算定額などは、適切に記載され、整合しているか

ウ 議会の会議や委員会へ出席する場合や県内外で調査を行う場合などに大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例（昭和22年大分県条例第10号）の規定により支給される旅費と重複していないか

(8) 平成26年度政務活動費のうち、政務活動費支払証明書（旅費用）に記載された交通費の額について

平成26年度政務活動費のうち、政務活動費支払証明書（旅費用）に記載された交通費の額（自由民主党大分県議員団にあっては、平成28年4月20日に県に返納された毛利正徳議員の燃料代支出金に係るものを除いた額）（注）が次表のとおりであることを確認した。

（注） 交付規程別記様式第8号の政務活動費支払証明書に記載された額を含む。

会派名	自家用車 (円)	鉄道・バス・その他計 (円)	合計 (円)
自由民主党大分県議員団	6,476,147	254,778	6,730,925
県民クラブ	5,581,783	30,833	5,612,616
自由民主党	1,450,363	0	1,450,363
公明党	23,088	0	23,088
日本共産党	26,566	0	26,566
合計	13,557,947	285,611	13,843,558

2 監査対象機関の説明

(1) 平成26年度政務活動費の交付等について

交付条例は、平成13年3月30日に「大分県政務調査費の交付に関する条例」として公布され、同年4月1日から施行された。その後、法の一部改正に伴い、平成25年3月1日に現在の交付条例となっている。

平成26年度の政務活動費については、知事が県議会の自由民主党大分県議員団ほか4会派に対して、ひと月に付き30万円に、当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を、原則として毎月15日に各会派からの請求に基づいて交付した。

県議会の各会派は、平成26年度政務活動費収支報告書を平成27年4月30日に、議会議務局長に提出した。これは、本来であれば交付条例第9条第1項に基づき議長宛て

に提出するところであるが、改選により平成27年4月30日から同年5月13日まで議長が不在であったため、議会議務局長宛てに提出されたものである。

この報告書に基づき、自由民主党を除く4会派の政務活動費に残余があることが判明したため、知事は、平成27年5月22日付けで残余額について返納通知書により返還を命じ、同月25日に各会派が返還している。

なお、住民監査請求書の記の1. 請求の趣旨の第3段落目に「同年度分にかかる政務活動費交付金の額は平成27年5月22日付けで支出負担行為決議書（変更）をもって精算決議された」とあるが、正確には同年度分に係る政務活動費交付金の額は、平成27年5月22日付け、件名「支出負担行為（減）」の起案書の決裁をもって、政務活動費の返還及び返還額が確定したものである。

(2) 議員の自家用車使用に係る燃料代について

政務活動に係る議員の自家用車使用の場合の燃料代については、政務活動のために走行した距離を実測により確定し、1キロメートル当たり37円を乗じて算定し、政務活動費支払証明書（旅費用）に記載して充当することとされており、領収書の写しの添付は求められていない。したがって、燃料代に係る領収書の写しが添付されていないことは、監査請求書記載のとおりである。

一方、交付条例では、第9条第2項ただし書において、「領収書を徴することが困難と認められる場合には、議長が別に定める書類をもって代えることができる。」とされている。自家用車使用の場合については、政務活動とその他の用務が日々混在し、政務活動費に係る自家用車の燃料代についての領収書を徴することが困難なことから、交付規程第4条第2項第2号において、交付条例第9条第2項ただし書の議長が別に定める書類として政務活動費支払証明書（旅費用）を定め、領収書の写しに代えることができるものとされているものである。さらに、政務活動費の取扱いを統一するため、平成25年3月1日に県議会の各会派間で申し合わせた使途基準マニュアルにおいても、4ページ下段の中で、燃料代については「領収書の写しの添付は必要ありません。」と明記されており、各会派から提出された収支報告書は、この使途基準マニュアルに従って作成されているものである。平成26年度の収支報告書に添付されている各会派の会計帳簿には、燃料代が使途基準に反して使用されたと推認すべき事実は認められない。

また、仮に自家用車の全燃料代の領収書があった場合においても、そのうちいくらが政務活動目的で使用されたものか判別することはできない。以上のことから、領収書の写しが添付されていないことと、政務活動費が政務活動目的で正当に支出された

ものかどうかということとは、直接結び付かないことになる。

このため、本県においては、実測により距離を確定し、政務活動費支払証明書（旅費用）に目的、出発地、目的地、到着地、走行距離等を日付ごとに記載し、議員が証明することとしている。全国的に見ても、37府県で支払証明書により支払うことが可能となっている。

さらに、請求人は、他の全ての支出に係る領収書は議長への提出が義務付けられているにもかかわらず、ガソリンを購入した際の領収書についてのみ議長への提出が義務付けられていないと主張しているが、ほかにも、バス賃・鉄道賃・航賃等についても政務活動費支払証明書（旅費用）によることが認められている。

以上のことから、使途基準マニュアルで義務付けられていない領収書の写しの提出がないことが、直ちに公序良俗に反し、社会通念上認めることができない違法かつ不当な支出であるということにはならないものと考えている。

(3) 結論

平成26年度分政務活動費において、自家用車の燃料代を充当した当時の議員38人への支出は、適法かつ適正に行われたものであり、請求人が「公序良俗に反し、社会通念上認められない違法かつ不当な支出である」と断じるのは失当である。請求人の請求の趣旨には理由がなく、各党派に対する損害賠償請求権及び不当利得返還請求権の行使を怠る事実が存在しない。

3 判断

以上のような事実関係の確認、監査対象機関の説明及び関係資料の調査等に基づき、次のように判断する。

(1) 判断の対象事項

まず、請求人が主張する平成26年度政務活動費に係る県の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権が発生しているかどうかを判断した上で、知事又は職員がこれらの債権の行使を怠る事実があるかどうかを判断する。

また、債権の行使を怠る事実がある場合、当該怠る事実が違法又は不当なものであるかどうか、そのことが県に損害を及ぼすことになるかどうか、措置を講ずる必要が認められるかどうかを判断する。

(2) 判断

ア まず、請求人が主張する平成26年度政務活動費に係る県の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権が発生しているかどうかについて、次のとおり判断する。

イ 請求人の主張について

請求人は、要旨、「政務活動費のような公金を支出する場合、香典等のように通常領収書を徴求することができない場合を除いて、一般常識として、必ず領収書を求め、保存し、提出の用に供すべきである。平成17年度政務調査費に係る住民訴訟の結果、全ての政務活動費の支出について領収書を議長に提出することが義務付けられたはずであった。しかし、政務活動中に自家用車を利用した場合の燃料代についてのみ、領収書を議長に提出することが義務付けられていなかった。このようなことが一般社会で認められるはずがない。したがって、これらの支出については、政務調査目的で正当に支出されたものと認めることはできない。すなわち、領収書の不提出は公序良俗に反し、かつ社会通念上認めることができないのであって、違法かつ不当な支出であると言わざるを得ない。」という理由で、大分県が平成26年度分として交付した政務活動費について、県議会各党派に対して、議員の自家用車使用に係る燃料代に相当する金額及びこれに対する民法所定5%の利息の合計額に相当する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権が発生していると主張しているものと認められる。

そこで、まず、この主張について検討する。

α 領収書の写しの添付は必要ないとした理由についての議長及び監査対象機関の説明

本県において議員の自家用車使用に係る燃料代を政務活動費に充当する場合は、当該政務活動に係る走行距離を実測により確定し、これに1キロメートル当たり37円の単価を乗じて算定した額を充当することとされ、また、この場合領収書の写しの添付は必要ないとされている。そして、領収書の写しの添付は必要ないとした理由について、議長及び監査対象機関は、要旨、「議員が自家用車を使用する場合、政務活動とその他の用務が日々混在するため、政務活動費に係る分のみの燃料代の領収書を徴することは困難である。仮に、自家用車の全燃料代の領収書があつたとしても、そのうちいくらかが政務活動目的で使用されたものか判別することはできない。」と説明する。

β 検討

上記αの議長及び監査対象機関の理由説明は、交付条例第9条第2項の規定に照らして不合理であるとはいえず、自家用車使用に係る燃料代について領収書の写しの添付は必要ないとしていることが同項の規定に抵触するとは認められない。

また、本県を含め全国47都道府県のうち37府県において同様の方法が採用さ

れているという状況に照らせば、政務活動に議員の自家用車等を使用する場合に当該政務活動に係る走行距離に走行距離1キロメートル当たりの単価を乗じて算定した額を交通費、ガソリン代等として政務活動費に充当し、その場合領収証の写しの添付は必要ないとする方法を探ることは、社会通念上認められないとはいえない。

ｃ 小括

以上のとおり、自家用車使用に係る燃料代を政務活動費に充当する場合に領収書の写しの提出を義務付けていないことが公序良俗に反し社会通念上認めることができないとは認められない。したがって、請求人が損害賠償請求権等の発生理由として主張する事実は、認められない。

(イ) その他

請求人は、証拠の提出及び陳述の機会において、阿部英仁議員の平成26年6月30日及び同年7月4日の政務活動（各土木事務所における平成26年度発注事業等についての調査及び意見交換）には大分県測量設計コンサルタンツ協会の役員の挨拶回りに同伴するというもう一つの目的があるからそのガソリン代が公費から請求できるのは2分の1であり残りの2分の1は返還しなければならないという主張を追加した。

このことについて、関係人調査において、議会事務局政策調査課職員から聴取したところ、要旨、「自家用車使用の場合は政務活動に要した走行距離を申告するという考え方をとっており、両日の活動は、議員が申告したとおり政務活動であることを確認している。」との回答であった。また、監査対象機関は、燃料代が用途基準に反して使用されたと推認すべき事実は認められないとの見解を述べている。

当監査委員としては、上記の回答が不合理であるとか、上記の見解が事実に対するなど認めすることはできず、上記政務活動に係る燃料代の2分の1を返還しなければならないとまでは認められないものといわざるをえない。なお、このほか、請求人から具体的な用途基準に合致しない支出があるとの摘示はない。

したがって、請求人が主張する債権が発生していると考えらるべき他の事情が存在するとも認められない。

(ウ) 結論

上記のとおり、請求人が主張する平成26年度政務活動費に係る大分県の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権が発生しているとは、認められない。

イ 上記アのとおり、請求人が主張する大分県の各債権は発生していないと認められるから、その余の事項について判断するまでもなく、本件請求には理由がないと判断する。

第5 意見

監査の結果は上記のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり付記する。政務活動費の適正な使用は、まず第一に議会及び各会派の自律によってなされるものであるところ、平成28年4月22日には、「政務活動費検討協議会」が設置され、今後の政務活動費の在り方について各会派間での協議・検討が始められている。監査委員としては、県民とともに、県議会の取組に注目し、この協議・検討において、政務活動費のより一層の透明性の向上がなされることを期待するものである。